

2003年11月 7日
(平成15年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」に基づく公的個人認証サービス業務において、申請者の氏名・生年月日等の申請書の内容を電気通信回線を通じて通知することについて（答申）

2003年（平成15年）11月7日付けで諮問（第121号）された、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」に基づく公的個人認証サービス業務において、申請者の氏名・生年月日等の申請書の内容を電気通信回線を通じて通知することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）（以下「公的個人認証法」という。）」の施行が、平成16年1月中に予定されており、公的個人認証サービスが開始される。そのため、同法附則第3条に基づく「準備行為」として、平成15年12月1日より、全国実用試験の中で、市町村における電子証明書発行要求試験が開始されることに伴い、公的個人認証法に基づき、市町村長が都道府県知事に対して、住民票の記載事項の一部を電気通信回線を利用して送信する取扱いとなる。

(2) コンピュータ利用の必要性

ア 業務の概要

電子証明書の交付を受けようとする者は、居住する市町村の窓口において、都道府県知事に対して証明書の発行の申請をする（公的個人認証法第3条第1項）。その際、申請者は、氏名、生年月日等の必要事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない（同法同条第2項）。

申請書の提出を受けた市町村長は、運転免許証等写真付きの身分証明書により申請者が住民基本台帳に記録されている本人であることを確認（以下「本人確認」という。）する（同法同条第3項）とともに、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）のCS端末機を操作し、申請書の内容を作成して電磁媒体に記録する。

本人確認を受けた申請者は、市町村長の使用に係る電子計算機（以下「鍵ペア生成装置」という。）により、利用者署名符号（以下「秘密鍵」という。）及びこれに対応する利用者署名検証符号（以下「公開鍵」という。）を作成し、住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）等のICカードに記録して、公開鍵を市町村長に通知する（同法同条第4項）。

市町村長は、本人確認をした申請者に係る申請書の内容を記録した電磁媒体から、窓口用端末機に受け渡し、公開鍵とともに都道府県知事に通知し（同法同条第5項）、それに対して都道府県知事から通知された電子証明書を申請者の住基カードに記録して申請者に提供する（同法同条第7項）。

イ 提供する個人情報及び提供の方法

申請書の記載事項である氏名、出生の年月日、男女の別、住所（公的個人認証法第3条第2項）を、電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信する（同法同条第8項）。この場合の電気通信回線は、総合行政ネットワーク（以下「L G W A N」という。）を利用することとなっている。L G W A Nは、地方公共団体を相互に接続し、高度情報流通を可能とする行政専用の通信ネットワークであり、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を目的としている。

(3) 安全対策について

ア 業務の運用に係る規定の整備及び認証業務に用いる機器の管理

業務運用に係る規定については、総務省からセキュリティに関する指針が提示されることとなっているので、平成16年1月の本稼働までに、指針を遵守した運用要綱等の関係規定の整備を行う。

認証業務に用いる機器は、①鍵ペア生成装置、②窓口用端末機、③ICカードリーダー/ライター、④プリンターの4種類である。①の機器は、申請者自身が操作して秘密鍵及び公開鍵を作成するため、受付窓口に設置することとなるが、盗難防止ワイヤ等により盗難防止措置を講ずる。また、①の機器の内部には、申請者が作成した鍵の記録は残らないようプログラミングされて

いる。

イ CS 端末機による本人確認及び窓口端末機への 4 情報の受け渡し

住基ネットの本人確認情報の利用については、自市町村での利用であるため、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）上認められている。今後、総務省により「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ基準告示」の改正等が行われる予定であり、本稼働までに告示の内容を遵守して対応を図る。

また、CS 端末機から窓口端末機へ 4 情報を受け渡す際の磁気媒体には、フロッピーディスクを使用するが、フロッピーディスク内に記録された情報は、1 回の受け渡しごとに完全に消去されるようプログラミングされている。

ウ LGWAN

LGWAN のサービスを利用できる者は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に定める地方公務員のみとする。また、専用回線を使用し、データの暗号化、セキュリティ装置の設置、ネットワークへの侵入検知等を実施し、LGWAN を流通する情報を見ることができないよう十分な対策が講じられている。

エ 藤沢市情報セキュリティポリシー

藤沢市情報セキュリティポリシーは、藤沢市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものを総称し、藤沢市が所掌する情報資産に関する業務に携わる職員、非常勤職員及び臨時職員並びに外部委託事業者に浸透させ普及させ定着させるために、平成 14 年 5 月 31 日に策定した。この情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムごとの具体的な情報セキュリティ対策の実施手順として、情報セキュリティ実施手順を策定しており、公的個人認証システムについても、個別に情報セキュリティ実施手順を策定する。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

公的個人認証法において、申請書の内容及び公開鍵の通知並びに電子証明書の通知は、電気通信回線を利用することとされていることから、コンピュータ利用の必要性は認められる。

(2) 安全対策

本業務の処理に当たっては、鍵ペア生成装置及び窓口用端末機に記録された情報が残らないようプログラミングされていること、また、受付窓口に設置する鍵ペア生成装置については、盗難防止措置を講じることから、個人情報の保

護が図られていると認められる。L G W A Nについては、専用回線を使用し、データの暗号化、セキュリティ装置の設置、ネットワークへの侵入検知等を実施することからも、個人情報の保護が図られていると認められる。

本稼働までに、総務省から提示される「セキュリティに関する指針」に基づき関係規定を整備すること及び藤沢市情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ実施手順を策定することから、本業務の処理について安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上